



かなざきひさを応援する会 会報 54号 事務局 上山口 1878 番地の 9 Tel&Fax 878-7961 かなざきひさの携帯 090-4076-2425
E-Mail kanazakihi@jcom.home.ne.jp URL <http://members2.jcom.home.ne.jp/kanazakihi/>

葉山町議会平成 25 年第 4 回定例会が開催されました。

(期日平成 25 年 12 月 3 日～12 月 13 日)

○ ごみ収集事業にかかる補正予算 2404 万 9000 円

- 平成 26 年 6 月から全町実施されるごみ収集方式の変更により、資源ステーションに設置するコンテナ等の制作費用です。
- 戸別収集をするのであれば、全品目を戸別で収集すべきとの要望を町長に提出しておりますが、認められず、資源物はステーション収集で行う準備をするための補正予算でした。

○ 葉山中学校の放送設備にかかる補正予算 125 万 7000 円

- 非常用放送設備が正常に作動しなくなったことにより、あらたに機器を更新することとしました。
- 昭和 58 年に設置したものであり、10 年～12 年が耐用年数とのことでしたが、平成 25 年 10 月に故障が発覚し、部品交換による対応は不能でした。
- 機器の管理についての指摘をいたしました。

○ し尿くみとり及び浄化槽の収集体制の変更

- 今までは浄化槽清掃に関しては、町が手数料を町民から徴収し、清掃は 2 業者に委託をしていました。その際、消費税分(約 244 万円)は町負担でした。
- 平成 26 年 4 月 1 日からは町民が業者と直接契約をし、清掃費を業者に支払うこととなります。
- 業者選定は町からの許可制とし、今まで通りの 2 業者を許可するとのことです。
- 町からのこの変更に対する提案理由は、民間業者の勧誘等、民間活力の活用により浄化槽の適正な維持管理が推進できるとの考えでした。
- しかし、消費税率が上がり、それを上乗せした料金設定は当然以前よりも増額となります。
- 町民の負担増等により、浄化槽の適正な維持管理が衰退することもあります。
- 合併浄化槽の清掃・保守点検・法定検査を行い、結果が不適正でなかった家庭には 5000 円の補助金を支給するとのことでした。

○ 議会説明会等で町民と議員との意見交換会の時間を設けることについての陳情

- 以前の議会主催の説明会等では、議員個人の意見は聞かれても言わない、という取り決めで開催されておりました。
- 議会主催である以上、議会として決定したことのみを報告すべきとの考え方からでした。
- しかし、参加した町民の要望は、議員個人の考え方も聞きたい、というものでした。
- この陳情を受けて、議会で検討した結果、趣旨了承とし、今後の説明会等では、議員個人の意見も述べられるように改革をいたします。
- 先進地である会津坂下町の視察が、この陳情の判断にたいへん参考になりました。
- 議会は町民の代表として、なるべく多くの町民の意見を吸収し、そして、しっかりとした自分の考えを説明する責任があります。

平成 26 年度予算編成に向けて議会から町長へ 6 項目要望

- 国民健康保険料の削減策を講じること。
- 下水道事業の将来展望を明確にすること。
- 自主防災組織資機材購入事業の予算を拡大すること。
- 消防団員の待遇改善。
- 文化公演事業「輝け若き演奏家たち」は町内演奏家の育成等を検討すべき。
- 図書館トイレの改修をすべき。

- *平成 25 年度決算の審査において、さまざまな問題点を指摘しました。
- *決算審査は、次年度予算をより良いものとするために行うものです。
- *議会として決定したことは、民意の反映であり、行政は真摯に対応すべきです。
- *かなざきひさは議長の所信表明において、このサイクルを形成することを約束しました。
- *議会は町民と共にある、との認識を町民の皆様を持っていただくことが重要です。
- *平成 25 年 11 月 16 日に議会主催の議会報告会で決算についての御意見を伺いました。
- *議会決定事項と町民の御意見との調整をし、6 項目を決定しました。
- *11 月 25 日に正副議長で町長と面談し、6 項目の提言をしました。
- *平成 26 年度予算編成において、この項目をどのように検討したかを伺いました。

町民からの請願・陳情が採択され、町がかかわる内容の場合、定例会毎にその進捗状況を議会に報告することを義務付けました。今後はしっかりと見守り、棚上げ状態にはいたしません。

議長席から見る一般質問

前回に引き続き、前消防長の退職に関する質問が数人の議員からありました。

前消防長が提出をしたという勧奨退職申出書を受け取っていないとの 12 月議会での答弁でしたが、今回、町長が受け取っていたことが判明しました。

しかし、受け取ってはいたが、受理はしていない、との答弁の繰り返しでした。

勧奨退職の申し出は 25 年以上勤務した職員に与えられた権利であり、そのことにより、退職金の額の上乗せ等の特典のあるシステムです。

町長は、勧奨退職の申し出を認めないこともできる制度です。

その際は、勧奨退職不承認通知書により本人に 30 日以内に通知する規定となっています。

そのような取り決めのある制度であるのに、なぜ、町長は正規の処理をしなかったのか、理解できません。

270 人弱の職員をかかえるトップとしてはあるまじき行為と思います。

町民の福祉向上に、職員が一丸となるためには、全職員に信頼される町長でなくてはなりません。

自分の判断で職員を選び好みしている、との誤解を生じる恐れがあります。

今回の勧奨退職申出書の町長の扱いはとても残念な行為でした。

葉山のおかしいを正す、という町長の意気込みがむなしく感じました。